

目次

1. 日本的粉飾決算	P 1
2. リスク・アプローチ	P 3
3. 監査範囲の拡大	P 6
4. 日本的監査報酬	P 8
5. 日本的監査責任	P 10

1. 日本的粉飾決算

前号において、石川島播磨重工の平成18年9月中間期並びに平成19年3月期の決算財務諸表が、平成19年1月に行われた643億円にも上る巨額公募増資を成功させたいという経営者の強い意志の元で、その組織の総力を挙げて周到に計画された歴史的粉飾決算であることを論証した。経営者の強い意志の元に行われた粉飾決算なのであるから、その経営の元では粉飾に協力することこそ組織の正義となるのであり、ここでは粉飾決算が不正であるという一般社会の常識など通用しない。さて、内部統制とは、あくまでも組織の定義する不正を発見・防止することを目的としているのであるから、石川島播磨重工の経営陣が(少なくとも平成19年3月期において)粉飾を不正としていない以上、その内部統制がこれを発見・防止することなどありえない。

本件粉飾の舞台となったエネルギー・プラント事業部は、公募増資成功のためには何としても増収増益の決算を組みたいという経営陣の意思を切ないばかりに斟酌し、本件粉飾決算にこぞって参加していったのであり、その組織的共謀の様態は、内部調査報告書においてもそれとなくぼかして記述されている。エネルギー・プラント事業部の6千名弱にも上る従業員は、平成18年における請負工事の進捗がことごとく大幅に遅れ、設計変更や追加原価が多発している現実をその日常業務の中で目の当たりにしながら、そんな中で、平成18年9月中間期及び平成19年3月期と、まことに調子の良い増収増益決算が公表されるのを、指をくわえて黙って見ていたというのである。石川島播磨重工は、組織の論理に悲しいまでに従順な従業員を持っている。

これだけ巨額悪質な粉飾決算が、日本の刑事司法上の問題とされることなく、いつの間にかほとぼりが冷めようとしている。(注1) 石川島播磨重工がセーフなのであればカネボウもセーフになっていてもおかしくないのであり、ましてやライブドアの粉飾決算など、問題にすること自体馬鹿げている。現行経済司法の恣意的な摘発姿勢には言い知れぬ空恐ろしさを感じずにはいられないが、そこで何人かの有識者に、石川島播磨重工の粉飾決算を

めぐる疑問をぶつけてみたところ、次の反応を得た。

「石川島播磨重工は消費者向け製品を販売しておらず、従って、一般消費者との接点が少なく国民一般に馴染みが薄い。カネボウやライブドアと違い、石川島播磨重工を叩いても視聴者や読者がついてこない。」(マスコミ関係者)

「石川島播磨重工は日本の防衛・航空宇宙産業を担っているのであり、いわば日本の国家権力と科学技術の中枢にいる。国家権力と科学技術の中枢を日本の司法捜査機関が叩く事はできない。」(司法関係者)

「石川島播磨重工は、その名の通り重工業であり、額に汗して働く日本の製造業の典型的象徴である。現在の経済司法は、ファンドやネットを利用した、いわゆる“楽して儲ける”金融証券型経済犯を標的としているのであり、その流れの中では、石川島播磨重工はターゲットになりにくい。(金融関係者)

これらの意見は一見尤もらしく聞こえるのであるが、よくよく考えてみると論理的根拠が希薄であり、なるほどと膝を打つような説得力を持っていない。

石川島播磨重工が一般消費者に馴染みが薄いと言っても、そんなことを言うのであれば、村上ファンドは馴染みが薄いどころか、一般消費者には無縁だったのである。知名度一つとってみても、村上ファンドは証券市場でこそ有名ファンドであったかもしれないが、一般国民は、事件になって初めて「村上ファンド」なるものの存在を知ったに等しい。これに対して、日本の伝統的製造業の中核企業である石川島播磨重工の名前を知らない国民はほとんどいない。

石川島播磨重工の粉飾決算は、事件としての面白みがないと言うのかもしれないが、事件というものは、事件になれば皆それなりに面白いのであり、事件になったにもかかわらずおよそマスコミ的面白さのない事件など存在しない。現にどこかの誰かが逮捕されれば、マスコミは何の事件かにはお構いなしに、とりあえずカメラクルーを引き連れて容疑者の顔写真を撮ろうとするのではないか。要はマスコミにやる気がないだけのことなのである。

石川島播磨重工が日本の防衛・航空宇宙産業の中核を担っていたことをもって、経済司法のお目こぼしを頂くとするのもふざけた話ではないか。そうすると何か、国家権力の中核に近い存在は、悪いことをしても罪に問われないのか？高学歴で高い技術を持つ頭のいい人達は、数多の一般投資家から643億円もの金を騙し取っても許されるとも言うの

か？この人たちこそ巨悪と言うのであり、もともと検察庁特捜部は、警察や証券取引等監視委員会といった一般捜査機関では摘発のしにくい巨悪を摘発するためという幻想を唯一の根拠として、その存在意義を認められているのではなかったか？

ところで、石川島播磨重工が額に汗して働く企業で、ライブドアや村上ファンドが額に汗しなかったというのは嘘である。近時の経済司法は、

「楽しんで金を儲けているやつは悪いことをしているに違いない」

という感情的嫉妬を摘発の原動力としているが、念のために言っておくと、楽しんで儲かる商売など現在の日本社会には存在しない。現在の日本経済は、全産業が規制緩和と国際化の潮流の中での競争下にある。このような厳しい国際競争下で儲けようとするのであれば、自分の肉体を酷使するか、あるいは精神や頭脳を切り刻むかはともかくとして、いずれにしても額から大量の汗が流れずにはおかないのである。当たり前のことではないか。

そうすると、石川島播磨重工の巨額悪質粉飾決算が刑事事件化しないのは、社会全体がなんとなくやる気がないからとしか説明の仕様がな。捜査当局にやる気が無く、マスコミにもその気が無ければ、国民も関心がない。このやる気の無さは一体どこに原因があるのであろうか？

石川島播磨重工の粉飾はまことに日本的なのである。伝統的日本企業の伝統的サラリーマンが、伝統的な日本人経営者の下で、伝統的な日本の企業文化に基づいて、伝統的な集团的馴れ合い構造により、皆で仲良く引き起こしたのが石川島播磨重工の粉飾決算である。従って、石川島播磨重工の粉飾決算の構造は、全ての日本的企業に内在している。全ての日本の伝統的サラリーマンは、石川島播磨重工の粉飾を、我が身を鏡で映し出すようにして見たのではないか？石川島播磨重工の粉飾はあまりにも日本的であるため、その犯罪性が如何に凶悪であろうと、日本社会は、それに鞭打つにそこはかたない躊躇いを感じてしまう。石川島播磨重工の巨額粉飾に拳を振り上げる前に、

「まあ、俺の会社も似たようなもんだし、あまりえらそうな事は言えないな。」

とばかり、萎えてしまうのである。

2. リスク・アプローチ

石川島播磨重工に内部統制上の問題がなく、その粉飾が経営者の犯罪ということになると、経営者による粉飾決算を発見・防止することを本来の目的とする公認会計士監査は、一体ここで何をしていたのであろうか？経営者による粉飾は内部統制では防止すべくも無く、この事は、内部統制理論上異論の余地がない。だからこそ、内部統制の防止できない経営者の粉飾を発見・防止するためとして、全ての公開会社に公認会計士監査が義務付けられ

ているのである。

石川島播磨重工の会計監査人は新日本監査法人であり、新日本監査法人は、その守秘義務を理由として、石川島播磨重工の粉飾決算について黙して語らない。石川島播磨重工の平成18年9月中間期並びに平成19年3月期の粉飾財務諸表に対して、新日本監査法人はそれぞれ有用意見並びに適正意見を出しているのであるが、今となってはこれらの監査意見は間違っていたのであるから、新日本監査法人は監査報告書に嘘を書いて一般投資家を騙したことになる。新日本監査法人は公認会計士法上の虚偽証明を行ったことになるが、この人たちがダンマリを決め込んでいる限り、新日本監査法人が反省しているかどうかも分からなければ、新日本監査法人において再発防止のための対策が打たれているかどうかも分からない。

粉飾決算に対して適正だとやってしまったのであるから、この虚偽証明の原因は、

- (1) 新日本監査法人は彼らなりに会計監査なるものを行ったものの、それでも粉飾が発見できなかったのか、
- (2) あるいは、新日本監査法人が石川島播磨重工の経営陣と粉飾を共謀したのか、

答えは二つに一つしかない。

本件において、仮に、新日本監査法人が監査基準に従って適正な会計監査を行なったものの、それでも本件粉飾決算が発見できなかったとすれば、これだけあからさまな巨額粉飾決算なのであるから、現行の監査基準による会計監査では、およそ社会の期待する粉飾決算の発見・防止はすべからず不可能ということになってしまう。本件会計監査に問題がなかったとすれば、現行の公認会計士監査そのものがその存在意義を失ってしまうのである。猫は鼠を取らなくても愛玩動物としての存在意義は残るが、監査法人がこれだけ悪質かつ明白な粉飾決算を発見防止できないとすれば、その社会的存在理由など皆無である。監査法人とは、監査報酬などと尤もらしいことを言っただけで会社から金をせびる総会屋的存在に成り果ててしまうのである。

だからと言って、新日本監査法人が石川島播磨重工の粉飾に共謀していたと言うことになると、新日本監査法人は多数の逮捕者を出さなくてはならない。どちらにしても新日本監査法人に上がり目はないのであり、だから新日本監査法人は何を聞かれても黙っているであろう。仕方がないので当経済レポートが新日本監査法人の行なった会計監査を推定分析する。

現行監査基準は、被監査会社の事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチを採用している。監査基準における実施基準の基本原則2には、

“監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない”

と記載されている。そこで、新日本監査法人が監査対象としていた平成19年3月期以前5期間の主要連結財務数値を示す。

(百万円)

指標	H15年3月	H16年3月	H17年3月	H18年3月	H19年3月
売上高	1,019,061	1,047,441	1,089,047	1,127,075	1,234,851
経常損益	9,644	-42,466	4,273	15,908	21,511
当期純損益	-9,672	-38,354	2,180	5,283	15,825
純資産	171,323	151,550	153,716	169,237	247,465

平成15年3月期から平成18年3月期までの主要経営指標を通覧すると（平成19年3月期は粉飾なので参照してはならない）、この会社は構造的に赤字体質であるか、あるいは黒字体質であるとしても、その利益率が極端に低いことが見て取れる。この4期間の純損益を合計すると405億円の赤字になるのであり、経常利益を取ってみてもその合計は126億円の赤字である。平成17年3月期には黒字決算を組んでいるが、そこでの純利益は21億円に留まり、この会社の連結売上高は1兆円を越すのであるから、この年度の売上高利益率は何と0.2%にしかならない。平成18年3月期には連結売上高が3%ほど伸びて当期純利益が52億円出ているが、それでも売上高利益率は0.4%に過ぎない。0.2%にしても0.4%でも、どちらにしてもこの会社は誤差の範囲内のように微小な利益しか出せなかったのである。

さて、これが粉飾決算が行われた平成19年3月期の会計監査開始段階で、新日本監査法人が把握しておくべき石川島播磨重工の経営財務状況である。新日本監査法人とすれば、石川島播磨重工の収益力が極端に低くなっていることは十分に知っていたはずであり、従って、その理解の上で監査計画を立てなければならない。

ところで、上場会社はその経営状況が株価によって継続的監視を受けているのであり、その株価が会社の資金調達のみならずメルクマールとなっている。このため、上場会社においては、仮に事実として収益力が悪かろうが、会社の赤字をそのまま赤字として決算を組みたいとする経営者などありえない。すなわち平成19年3月期の事業年度開始時点において、石川島播磨重工の経営者には、粉飾を行う潜在的動機が十分あったと考えるべきなのである。従って、会計監査人としては、石川島播磨重工の収益力の弱体性を認識した段階で、石川島播磨重工を監査上のハイリスク・クライアントに指定しておく必要があったのである。

「その理解の上での監査計画の立案」とはこのことを指しているのであり、これを会計監査におけるリスク・アプローチと言う。

3. 監査範囲の拡大

ちなみに内部調査報告書では、本件の粉飾の舞台となったエネルギー・プラント事業部の事業環境について、

「エネルギー・プラント事業においては、国内発電所建設のマーケットが電力会社向けの体質から産業用向けの体質に変質してきており、また、電力を含む電力会社向けの体質から産業用向けの体質に変質してきており、また、電力を含む海外プラント工事については海外メーカーを含めた厳しい競争市場となっている。」(P35)

として、収益力の低下をはっきりと認識している。すなわち、平成19年3月期の会計監査開始段階において、石川島播磨重工の収益力が低くなっているというのは、自他共に認める公然たる事実だったのである。

さて、このような状況の下で運命の平成19年3月期の事業年度が開始された。会社は平成18年5月16日に、平成19年3月期の業績予測を公表した。連結売上高1兆1900億円、連結経常利益250億円である。久々の好決算であった平成18年3月期に比較して、売上は5.5%しか増えないにもかかわらず、連結営業利益が15%増え、当期純利益に到っては2.8倍になると言うのである。この業績予測は、石川島播磨重工の基礎的収益力に関する客観指標ならびに会計監査人の理解と一致しない。本来であれば既にこの段階で石川島播磨重工は監査上のハイリスク認定がなされているべきだったのだから、この業績予測の公表により、平成19年3月期の会計監査に黄信号が灯ったことになる。会社は、

「やる気」

になっていたのである。会計監査人は緊張しなければならない。

さて、平成19年の事業年度の開始後の比較的早い段階で、会計監査人は経営陣から、石川島播磨重工の平成19年1月の公募増資の計画を聞かされた筈である。この資金調達には石川島播磨重工として22年ぶりの公募増資で、その総額が600億円を越すという大型増資でもある。これだけの公募増資を期中にやるのであるから、その概要は平成19年3月期の事業年度開始以前に計画されていたであろうし、当然にそれは平成19年3月期の予算にも織り込まれていたに違いない。平成19年1月に公募増資が行われるということは、平成19年3月期の決算業績に基づき資金調達が行なわれることを意味する。潜在的利益操作の可能性の高い平成18年9月中間期並びに平成19年3月期の決算財務諸表が、公募増資に際しての一般投資家の投資意思決定に直接使われるのである。この公募増資計

画により、平成19年3月期に対する会計監査は、黄信号から赤信号に変わらなければならない。

このように、監査基準に従って、

「監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮」

すれば、石川島播磨重工の平成19年3月期に対する会計監査は、その開始時点から虚偽記載のリスクが高かったのであり、この監査リスクは、平成19年3月期の不自然に楽観的な業績予測の公表、並びに、平成19年1月の巨額公募増資の計画により、さらにゲンゲンとその危険性を増していったことが分かる。

ところで、監査手続きは原則として試査（サンプリング）により行われる。（注2）試査の範囲は、会社の内部統制の整備状況並びに監査リスクの程度により、監査人の判断で決定される。さて、本件粉飾決算は経営者の意思に基づくものであるため、内部統制にはもともと関係がない。一方の監査リスクについては、そのリスクが爆発的に高まっていたことを第2項において論証した。ならば監査人は試査の範囲を爆発的に拡大しなければならない。そうでなければ、これだけ利益操作の可能性の高い財務諸表に対して、その粉飾を発見・防止することなどできるはずもないではないか。

ところが新日本監査法人は、石川島播磨重工の平成19年3月期の会計監査において、その監査リスクの爆発的上昇に見合う十分な試査範囲の拡大を行なわなかった可能性がある。事実とすれば、新日本監査法人は監査基準に定めるリスク・アプローチをとらなかったことになる。以下に有価証券報告書で開示されている新日本監査法人の監査報酬を示す。

（百万円）

会計期間	監査報酬	その他報酬	合計
平成17年3月期	43	0	43
平成18年3月期	49	0	49
平成19年3月期	67	5	72

この会社の監査報酬は、その事業内容と規模からすると、どう考えてもまともな会計監査ができるはずもないほど安すぎるのであるが、それでも問題の平成19年3月期には、監査報酬が49百万円から67百万円まで37%の値上げとなっている。この程度の値上げでは、石川島播磨重工の平成19年3月期の監査リスクの爆発的上昇に伴い必要とされる試査範囲の爆発的拡大を賄うことなどできるはずもない。

新日本監査法人も、石川島播磨重工の平成19年3月期について、それなりの監査リスクを感じて普段より3割強補強した監査を行なったのかもしれないが、それはあくまでも新日本監査法人としての「それなりの監査」だったに過ぎず、その監査は前項で論証したリスク・アプローチに準拠していない。平成19年3月期には、経営者に利益操作を行いたいとする強烈的な動機があったのであり、粉飾決算の兆候はこの事業年度の推移と共にますます明らかとなっていったのである。これだけ危険な平成19年3月期決算において、監査基準で定められたリスク・アプローチをとらなかったからこそ、これだけ巨額の粉飾決算が発見できなかったのではないか？

問題は監査基準にあるのではない。新日本監査法人は、監査報告書において、監査基準に従って監査を行なったと明言しているにもかかわらず、実際にはその監査基準に従った監査を行なった形跡がない。すなわち、新日本監査法人とすれば、彼らなりに会計監査なるものをやったものの、残念ながらその監査なるものは監査基準に従っていなかったため、当然のこのように本件粉飾が発見できなかったのである。

4. 日本的監査報酬

監査における試査の範囲は、会社の内部統制の整備状況並びに監査リスクの程度により決定されなければならないことになっているのであるが、これは建前というやつで、日本の監査法人の試査の範囲は、多くの場合において監査報酬より逆算して決定されている。すなわち、もらえる監査報酬に見合いの量だけの会計監査をしているのである。

ここで、新日本監査法人による平成18年3月期の会計監査について推論すれば、この年度の監査報酬は49百万円なのであり、日本の公認会計士の時間当り平均請求額は1万2千円（注3）なので、新日本監査法人はおそらくこの年度において4千時間程度の監査を計画し、そしてその通りの時間を使って会計監査を行なった筈である。大手監査法人に勤務する公認会計士の年間標準稼働時間は1400時間程度（注3）なので、石川島播磨重工の平成18年3月期における会計監査についてこれを当てはめてみると、事業年度を通算して延べ約3名の公認会計士が石川島播磨重工の平成18年3月期の監査手続きを実施していたことになる。

さらに、平成19年3月期について論及すれば、この年度には監査報酬が67百万円と18百万円増額されたので、1500時間分の余裕が出て、そこで延べ年間1名分の公認会計士を追加投入したというのが実情ではなかったか。いずれにしても、これでは連結売上高が1兆円を超し、連結子会社84社、持分法適用関係会社25社を有し、2万3千人の従業員を抱える巨大コングロマリット石川島播磨重工の会計監査など、まともにはできないは

ずもない。

平成19年3月期と言え、カネボウと日興コーディアルの粉飾決算問題で旧中央青山監査法人が解体に追い込まれた時期でもある。平成19年3月には、ライブドアの会計監査を担当した港陽監査法人の公認会計士が一審の東京地方裁判所で実刑判決を受けている。これらの事件を受けて、監査業界は極度に緊張し、日本公認会計士協会はこの年度から「上場会社監査事務所登録制度」(注4)を発効させ、傘下の大手監査法人はこぞって既存監査契約の大幅値上げに踏み切った。平成19年3月期における石川島播磨重工の監査報酬の値上げは、この時代の流れの中で実現した。

それでは石川島播磨重工のような巨大コングロマリットに対して、粉飾決算の発見防止を可能ならしめる(=監査基準に準拠した)監査を行なうと、一体いくらの監査報酬となるのであろうか? 監査基準に準拠した適正監査の報酬額は、会社の業態や内部統制の整備状況あるいは監査リスクの程度等を分析し、監査手続き毎の所要監査時間を積算する以外に見積もることはできないが、仮に、欧米の監査ファームが石川島播磨重工の監査報酬を見積もるとすれば、その監査報酬額が年間5億円を下回るということは考えられない。

しかもこの監査報酬は粉飾のない通常年度の監査報酬であることに特段の留意が必要である。石川島播磨重工の平成19年3月期のごとく、会社が粉飾決算を行なったのであれば、ここでの監査基準に従った会計監査は、必ずその粉飾決算を発見防止することができるのであるから、事実粉飾決算は発見され、その粉飾は会計監査人の指導の下、適正な財務諸表に修正され公表されていたであろう。すなわち、平成19年3月期においては、粉飾の発見とその修正並びに再発防止対策の指導といった監査時間が追加で発生するのであり、当然のことながら、この追加監査時間は石川島播磨重工に請求される。粉飾年度である平成19年3月期の適正監査報酬は、10億円をはるかに突破したのであろう。

日本の大手監査法人の監査報酬は、前年度の監査報酬に基づき、同業他社の監査報酬との比較調整を加味しながら、基本的には物価上昇率を加算した額で決定されている。毎年、監査法人側からほどほどの値上げ額となる監査報酬の提示があり、これに対して会社側は、「まあ、先生、こんなところで一つ…。」

などと言って、そして監査報酬が決定されるのである。もとより監査法人側の提示額自体が、監査手続別監査時間の積算には基づいていないのであるから、監査報酬の交渉は、アウンの呼吸で「掴み」により決定する以外に方法はないのである。石川島播磨重工の平成17年3月期から平成18年3月期にかけての、43百万円から49百万円という14%の値上げは、こうして決定されているはずである。

さて、平成19年3月期になり、世の中はライブドア・カネボウ・日興コーディアルといった粉飾決算事件で騒然とした。日本公認会計士協会は、社会一般の監査リスクが高まっているとして、監査報酬の大幅引き上げに動き出した。そんな中で、新日本監査法人は、石川島播磨重工に37%の監査報酬の値上げを持ち出したのである。石川島播磨重工は、この大幅値上げに対して、

「まあ、先生のところも色々たいへんでしょうから…。」

などと言って、一発でこの値上げを飲んだのではないかと石川島播磨重工は監査法人にとって物分りの良い「いいクライアント」だったであろう。

こうした日本的馴れ合い構造の元で、平成19年3月期の監査報酬は決定され、新日本監査法人は、その新しい監査報酬に見合う範囲で例年通りのそれなりの監査を行なった。従って、新日本監査法人は石川島播磨重工の粉飾決算を発見・防止できなかったのであり、また、新日本監査法人には、そんな事は最初からできるはずもなかったのである。

5. 日本的監査責任

平成19年7月の社名変更によりIHIとその社名を変更した石川島播磨重工は、平成20年4月18日付の「臨時株主総会決議通知」において、

「当社は、過年度決算の訂正を行なうことになった実態を極めて重く受け止めるとともに、深く反省し、エネルギー・プラント事業についてはもとより、社内全体の内部統制の強化、組織風土の改善策を講じ、株主の皆様からの信頼回復に全力で取り組む所存です。」

などと反省の弁を述べている。

粉飾決算をして一般投資家から643億円もの金を騙し取ったのであるから、「ごめんなさい」では済むはずもないが、この人達の反省の証としての社内処分は次のようなものである。

役職	処分
代表取締役会長	取締役辞任
代表取締役社長	報酬減額100%6ヶ月
代表取締役副社長	報酬減額20%6ヶ月
代表取締役副社長	報酬減額20%6ヶ月
代表取締役副社長	報酬減額20%6ヶ月
取締役兼常務執行役員	報酬減額10%6ヶ月
取締役兼執行役員	報酬減額30%6ヶ月
取締役兼執行役員	取締役・執行役員辞任

常務執行役員	執行役員に降格
執行役員	理事に降格
顧問	報酬減額20%1ヶ月
顧問	顧問解嘱
監査役	報酬減額30%3ヶ月

ところで、社内処分を云々する以前に、この会社には偉い人が多すぎる。平成19年3月期の有価証券報告書によれば、この会社には取締役が14名、監査役が5名もいる。この会社は執行役員制度を採用しているの、これ以外に執行役員が多く存在しているのである。これだけ大人数の取締役と監査役が、数多の執行役員の業務執行を取締り、監査していたことになっていたのであるが、その結果、本件巨額粉飾決算を起こしてしまったのであるから、取締役会はその「取締り」という職責を果たしておらず、監査役の監査も機能しなかったことになる。従って、理論的には、取締役並びに監査役の全員が辞任すべきなのであり、また本件粉飾決算に関連する執行役員は、全て実行犯として解任されなければならない。

もちろん日本的馴れ合い構造にズッポリ染まった石川島播磨重工が、会社法に精神に沿った理論的社内処分を行う事など期待できるはずも無く、上記のごとくまことに生ぬるい社内処分でお茶を濁しているのであるが、この社内処分でもうにも理解に苦しむ不思議なことが一つある。粉飾を見逃した新日本監査法人に対する処分はどうなっているのか？

もとより会計監査とは、会社との監査契約により、会社より監査報酬を得て行なわれる。その公認会計士監査の最大の目的は粉飾決算の発見・防止にあるのであり、そのために会社は監査法人に金を払っているのである。その監査法人が粉飾を発見・防止できなかったのであるから、それは重大な監査契約違反なのであり、従って、石川島播磨重工とすれば、ここで新日本監査法人を契約不履行で訴えておかなければならないのである。

欧米では、粉飾決算が発覚したにもかかわらず監査ファームを訴えない会社など存在しない。欧米でなくとも、監査理論上並びに監査契約上、粉飾決算があれば監査法人は監査先企業から訴えられることになっている。そうしないと、企業自身の新経営陣が株主から訴えられてしまうのである。粉飾決算で最大の損害を受けるのは株主なのであるから、株主とすれば粉飾による損害を何としても弁済してもらいたい。その損害賠償は、粉飾を引き起こした会社の旧経営者はもちろんのこと、粉飾を発見・防止するために株主総会で選任された監査法人も当然に対象になる。会社が監査法人を訴えないのであれば、株主が自ら弁護士を雇って監査法人を訴えるしかないのである。石川島播磨重工の株主は、IHIの新経営陣が新日本監査法人を訴えることを当然に期待している。(ただし、多くの一般投資

家はこの理屈を知らない可能性がある。) I H I はどうするつもりか？

現時点までの新聞報道を見る限り、I H I の新経営陣が新日本監査法人を監査契約不履行で訴える気配は皆無である。それどころか、6月末に予定されている株主総会で、新日本監査法人は解任されることもなく、そのままI H I の会計監査人の地位に留まる可能性が極めて高い。粉飾を見逃した監査法人が、何のお咎めもなくヌケヌケとそのまま粉飾企業の会計監査を継続すると言うのである。これではI H I に粉飾が再発した場合、それを発見・防止する事は永久に不可能になってしまう。

ここで、I H I の新執行部が、新日本監査法人を訴えもせず解任もしない理由については、若干の想像をめぐらすことが許されるであろう。I H I は、新日本監査法人の行なっている会計監査では、粉飾決算の発見・防止など端からできるはずもないことを知っているのではないか？もとより国際基準からすればお話にもならない監査報酬なのであり、この監査報酬では有価証券報告書の形式的チェックをするのが関の山で、実質的な監査などできるはずもない。そのことをずっしりと知っているため、

「新日本監査法人の監査が契約不履行に当る」

と言われても、

「実は粉飾の発見・防止など履行できるはずも無く、従って契約不履行などは、言うもおこがましい」

と思っているのではないか？

さらに新日本監査法人の解任について論及すれば、

「監査法人の変更と言っても、今や日本に残された大手監査法人はあずき監査法人か監査法人トーマツしかないのであり、どちらに変えても新日本監査法人と同じこと」

と思っているのではないか？I H I の新執行部が本稿の想像通りの思考経路をたどったとすれば、彼らの現状認識はまことに正しい。石川島播磨重工が支払っていた監査報酬では粉飾決算の発見・防止は不可能であり、そこで監査法人を変えてみたところで、不可能が可能になることもまたありえないのである。

そこで、良い人達に違いないI H I の新執行部としては、あえてここで新日本監査法人の会計監査を問題とすることなく、このまま事を収めたいと思っているのであろうが、それだけは止めたほうがいい。契約不履行による告訴や監査法人の解任は石川島播磨重工の企業文化にはそぐわないかもしれないが、これだけの巨額粉飾が行われ一般投資家の600億円もの金が騙し取られたのであるから、何としてもその原因究明を行い、再発防止策を構築しておく必要がある。I H I の新執行部による、本件粉飾決算を「極めて重く受け止めるとともに、深く反省」していると言う言葉に嘘が無いのであれば、本件会計監査のど

ここに問題があったのかを追求せざるを得ないのである。

ところで、I H I の新執行部は、本件粉飾決算を反省し、「社内全体の内部統制の強化、組織風土の改善策」を講じると言う。何を血迷ったことを言っているのか。石川島播磨重工の内部統制は粉飾の行われた平成19年3月期においても有効に機能していたのである。その良好な内部統制にさらに輪をかけるような内部管理体制を敷いてどうするのか。そんな無駄な管理コストをかけてしまえば、ただでさえか乏しくなっているこの会社の国際競争力は壊滅してしまうぞ。

組織風土の改善策も止めたほうがいい。石川島播磨重工の組織風土は素晴らしいではないか。技術の石川島播磨重工であり、その技術文化は日本の防衛・航空宇宙産業を一貫して担ってきた。世界に誇る石川島播磨重工の技術文化を自滅させるような組織風土の改善策など、角を矯めて牛を殺してしまうようなものであろう。

I H I の新執行部は、至急新日本監査法人を召還し、その会計監査がなぜ粉飾決算を発見できなかったのかについて、詳細な報告をさせるとともに改善策の提示を求めよ。さらに、新日本監査法人以外の監査法人に、新日本監査法人の平成19年3月期の監査調書を開示し、同様の報告書を提出させよ。その際、両監査法人の作成した報告書は英文に翻訳し、英米の監査ファームの査閲を受けよ。これらの作業の後に策定されるI H I の新事業年度の会計監査は、その会計監査をどの監査法人が行なうかには拘わらず、監査基準に忠実に即した監査となっているに違いなく、従って、粉飾決算は必ず発見されるとともに防止されることが担保されるのである。I H I の新執行部は、粉飾決算の反省と再発防止のためには、これ以外に方法が無いことを理解しなければならない。

2008年6月15日 公認会計士 細野祐二

(注1) 本文記載時点の2008年6月14日の日本経済新聞朝刊1面で、証券取引等監視委員会が石川島播磨重工の粉飾決算に対して16億円の課徴金命令を出す方向であることが報道された。証券監視委員会はI H I の虚偽記載が損失を隠蔽した悪質な行為ではないと認定したと言う。本稿予想通り、本件粉飾決算が東京地検に刑事告発される事はなくなった。したがって、今後本件の主要舞台は、想定される巨額株主代表訴訟に移っていくであろう。

(注2) 監査基準第三実施基準—基本原則の4

(注3) 拙著「法廷会計学 vs 粉飾決算」日経BP社刊、第10章「監査難民」P240参照

(注4) 拙著「法廷会計学 vs 粉飾決算」日経BP社刊、第10章「監査難民」P228

参照